

所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例新旧対照表

新	旧								
<p>(利用時間) 第5条 福祉センターの利用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。<u>ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</u></p>	<p>(利用時間) 第5条 福祉センターの利用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。</p> <p>2 <u>浴場の利用時間は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 539 1989 810"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所沢市立老人福祉センター うしぬま荘</td> <td>午後1時から午後3時まで</td> </tr> <tr> <td>所沢市立老人福祉センター あづま荘</td> <td>午後1時から午後3時まで</td> </tr> <tr> <td>所沢市立老人福祉センター さやまがおか荘</td> <td>正午から午後3時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</u></p>	名称	利用時間	所沢市立老人福祉センター うしぬま荘	午後1時から午後3時まで	所沢市立老人福祉センター あづま荘	午後1時から午後3時まで	所沢市立老人福祉センター さやまがおか荘	正午から午後3時まで
名称	利用時間								
所沢市立老人福祉センター うしぬま荘	午後1時から午後3時まで								
所沢市立老人福祉センター あづま荘	午後1時から午後3時まで								
所沢市立老人福祉センター さやまがおか荘	正午から午後3時まで								